

議案第 7 号 資料

令和 7 年度実施人事における要綱・要領等の一覧

番号	名称	ページ
1	令和 8 年度教職員人事異動実施要領	2
2	令和 8 年度学校業務職員人事異動実施要領	8
3	令和 7 年度実施 教員公募実施要項	11
4	令和 7 年度実施 小学校における専科指導担当教員公募実施要項	15
5	令和 7 年度実施 通級指導教室教員公募実施要項	18
6	令和 7 年度実施 西中原中学校夜間学級公募実施要項	22
7	令和 7 年度実施 稗原小学校及び菅生中学校 聖マリアンナ医科大学病院院内学級教員公募実施要項	25
8	令和 8 年度 川崎市立学校管理職昇任候補者選考要領	28
9	令和 8 年度 川崎市立学校教頭職昇任選考（チャレンジ教頭）要領	31
10	令和 8 年度 川崎市立学校総括教諭昇任候補者選考実施要領	33
11	令和 8 年度 川崎市立学校総括教諭（栄養教諭）昇任候補者選考実施要領	35
12	令和 8 年度 川崎市立学校栄養教諭特別選考実施要領	37
13	令和 8 年度 川崎市立学校事務職員課長補佐昇任候補者選考実施要領	39
14	令和 8 年度 川崎市立学校事務職員係長昇任候補者選考実施要領	41
15	令和 8 年度 川崎市立学校主任昇任候補者選考実施要領	44
16	川崎市立学校教育職員希望降任制度実施要綱	47
17	川崎市教育委員会職員希望降任制度実施要綱	49

令和8年度教職員人事異動実施要領（案）

この要領は、教職員人事異動方針に基づき、川崎市立学校に勤務する総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習教諭、実習助手及び学校事務職員（以下「教職員」という。）の人事異動を実施するために必要な事項を定める。

1 基本的事項

- （１）教職員の異動に当たっては、全市的な視点に立ち、性別、年齢、免許、教科、勤続年数等について、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮する。
- （２）本市の地域性等を踏まえ、教職員の経験を豊かにするため、配置の参考とする地区を「川崎区」、「幸区・中原区」、「高津区・宮前区」及び「多摩区・麻生区」の４地区に分け、他地区との人事異動を推進する。
- （３）多様な経験を積み、幅広い視野を持てるよう校種間の人事異動を推進する。
- （４）中学校の総括教諭及び教諭の異動については、免許教科に十分留意し、免許教科外教科の教授担任の解消に努める。
- （５）高等学校の教職員の異動については、学校間及び全日制の課程・定時制の課程間の人事異動を積極的に推進する。
- （６）特別支援学校と小中学校の特別支援学級間の人事異動や小・中・高各校種間の円滑な連携を積極的に推進する。
- （７）教員採用候補者選考試験における特別支援学校区分で新規採用された教諭については、特別支援学校に配置することを原則とし、小学校又は中学校に配置する場合には、その専門性が十分に発揮できるように特別支援学級又は通級指導教室に配置する。
- （８）前号により特別支援学校に配置された教諭は、将来の特別支援学校の教諭としてのキャリア形成を見据え、２校目の異動は小学校又は中学校の特別支援学級又は通級指導教室とし、３校目以降の異動は特別支援学校とすることを原則とする。
- （９）特別支援学校の総括教諭及び教諭の異動については、全て特別支援学校教諭免許状を有する者を配置し、専門性が十分発揮できるような人事異動を積極的に推進する。

- (10) 特別支援学校の総括教諭及び教諭については、市立特別支援学校で対応する全ての障害種別に相当する特別支援学校教諭免許状を取得することを原則とし、キャリアプランを踏まえた上で特別支援学校間の人事異動の活性化と幅広い専門性を有する人材育成を図る。
- (11) 小学校又は中学校の特別支援学級を担当する総括教諭及び教諭の異動については、特別支援学校教諭免許状を有する者を配置するように努める。
- (12) 特別支援教育を担う教員のさらなる資質向上に向けて、各教員の配置に当たっては特別支援学校や特別支援学級など特別支援教育に関する経験を積むことができるよう努める。
- (13) 通級指導教室、院内学級、川崎こども心理ケアセンター「かなで」、夜間学級については専門性が十分発揮できるような人事異動を積極的に推進する。
- (14) 総括教諭については学校間の均衡が保たれるような配置に努める。
- (15) 栄養教諭又は係長級以上の学校事務職員については、職務上必要な知識、技能等の向上を図るとともに、学校教育の充実に資する視点に立ち、行政区間の均衡が保たれるような配置を積極的に推進する。
- (16) 障害のある教職員の異動については、本人の申し出に応じて相互理解の下、個々の障害の状況等に配慮して調整する。

2 異動の基準

- (1) 次のいずれかの事由に該当する教職員は、異動対象者として、異動するものとする。
 - ア 管理監督職勤務上限年齢により降任をする者
 - イ 定年前再任用短時間勤務をする者
 - ウ 総括教諭、教諭、養護教諭のうち、同一校勤続年数が令和8年3月31日で7年（ただし、高等学校（実習教諭、実習助手を含む。）及び特別支援学校は10年、1（8）に該当し、現に小学校又は中学校に勤務する場合は4年）に達する者

- エ 教職員（栄養教諭、学校栄養職員及び学校事務職員を除く。）のうち、新規採用から同一校勤続年数が令和８年３月３１日で４年に達する者
- オ 栄養教諭又は学校栄養職員のうち、同一校勤続年数が令和８年３月３１日で４年に達する者
- カ 学校事務職員のうち、同一校勤続年数が令和８年３月３１日で３年に達する者
- キ 学校事務職員のうち、係長昇任候補者選考又は課長補佐昇任候補者選考合格者名簿に搭載された者
- ク ２校以上の勤務経験を有する総括教諭、教諭、養護教諭、実習教諭、実習助手のうち、同一校勤続年数が令和８年３月３１日で３年以上７年（特別支援学校は１０年）未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者
- ケ ２校以上の勤務経験を有する高等学校の教職員のうち、同一校勤続年数が令和８年３月３１日で７年以上１０年未満の者については異動可能対象とし、校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者
- コ ウ及びカの規定にかかわらず、総括教諭又は係長級以上の学校事務職員のうち、全市的な視点に立ち、教育委員会が校長と協議の上異動を必要と認める者
- サ その他特に教育委員会が認める者

（２）次のいずれかの事由に該当する教職員は、異動対象者としない。

- ア 令和８年４月１日時点で、出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、長期の病気休暇若しくは休職中の者又は出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、長期の病気休暇若しくは休職となることが見込まれる者
- イ 令和８年４月１日時点で定年退職までの勤務年数が３年以下の者（総括教諭又は係長級以上の学校事務職員のうち、全市的な視点に立ち、教育委員会が校長と協議の上異動を必要と認める者及び管理監督職勤務上限年齢により降任をする者を除く。）
- ウ 管理監督職勤務上限年齢により降任をする者及び定年前再任用短時間勤務者のうち、全市的な視点に立ち、学校運営

上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認める者

エ その他特に教育委員会が認める者

(3) 次のいずれかの事由に該当する教職員は、次の年限の範囲内で1年ごとに勤続年数を延長できる。

ア 小学校又は中学校の総括教諭、教諭若しくは養護教諭で、同一校勤続年数が令和8年3月31日で7年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後3年度以内

イ 特別支援学校の総括教諭、教諭又は養護教諭で、同一校勤続年数が令和8年3月31日で10年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後5年度以内（ただし、特別支援学校の教諭の専門性の維持・向上を図る視点に立ち、学校運営上の観点から引き続き総括教諭が特別支援学校に勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、当該延長年限を1年度ごとに延長することができる。）

ウ 教職員（学校栄養職員及び学校事務職員を除く。）で、新規採用から同一校勤続年数が令和8年3月31日で4年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後2年度（特別支援学校区分で採用された特別支援学校の教諭は4年度）以内

エ 栄養教諭又は学校栄養職員で、同一校勤続年数が令和8年3月31日で4年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後2年度以内

オ 学校事務職員で、同一校勤続年数が令和8年3月31日で3年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後2年度以内

カ 出産休暇又は育児休業から復職した者又は復職することが見込まれる者で、令和8年3月31日時点で（1）ウからカまでに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者若しくは年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき、出産休暇及び育児休業の合計取得期間等を考慮し教育委員

会が必要と認めた場合は、次に掲げる区分に応じ、同日の属する年度後それぞれに定める年限の範囲内

(ア) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に復職した場合 1年度以内

(イ) 令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に復職した場合 2年度以内

(ウ) 令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に復職した場合又は復職することが見込まれる場合 3年度以内
キ 令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に長期の病気休暇又は休職から復職した者又は復職することが見込まれる者で、同年3月31日時点で(1)ウからカまでに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者又は年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び学校運営の観点から引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき教育委員会が必要と認めた場合には、同日の属する年度後1年度以内

(4) 高等学校の教職員については、定時制の課程間の異動希望はできないことを原則とする。

(5) 教員の専門性の向上等人材育成を図るために実施した神奈川県内の特別支援学校間で人事交流した者については、交流終了年度の翌年度から同一校勤続年数を改めて算定する。

(6) 本市教職員であった者が、計画的人事交流により国等の機関又は国立大学法人横浜国立大学附属学校で勤務するために本市を退職し、引き続き国等の機関又は国立大学法人横浜国立大学附属学校で勤務した後、引き続き本市教職員となる場合は、退職前の職及び校種に応じ、(1)ウからオまでに掲げる年限に達する者として取り扱うものとする。

3 異動の手続

(1) 令和7年11月と令和8年1月に計2回、校長との人事ヒアリングを実施する。詳細な日程については別途教職員人事課が通知する。

(2) 校長は、「令和8年度校内人事計画」、「令和8年度校内人事計画資料(教員)」、「令和8年度校内人事計画資料(養護教諭・学校事務職員・栄養教諭・学校栄養職員)」、「令和8年度校内人事計画資料(異動関係)」及び「異動対象者自己申告書」に必要事項を記載し、令和7年10月10日(金)に教職員人事課に提出する。

- (3) 異動可能対象及び異動対象者は、「異動対象者自己申告書」に必要事項を記入し校長に提出する。
- (4) 校長は、面接によって本人の意向を十分把握するとともに、勤務校における業務実績等を斟酌し、意見具申する。(育児休業明けや病気休職明け等の異動対象者については、本人の意向や個別の事情を考慮すること。)
- (5) 校長は、11月からの1回目の人事ヒアリングの際に、令和8年4月6日時点の推計値を含む児童生徒数及び学級数や教職員等の現員数を記入の上、「人事ヒアリング資料」を2部提出する。
- (6) 令和8年3月上旬に教職員異動名簿を校長に提示する。また、各学校における教職員の異動内示日については別途通知する。

4 その他

- (1) 次に掲げる事項は別途定めるものとする。
 - ア 学校用務員及び給食調理員の人事異動
 - イ 管理職の昇任
 - ウ 総括教諭の昇任
 - エ 学校栄養職員及び学校事務職員の昇任
 - オ 栄養教諭の選考
 - カ 勧奨退職
 - キ 希望降任
 - ク 管理監督職勤務上限年齢制に関する特例任用
- (2) 県立及び県内市町村立学校、県内政令市立学校への総括教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の異動並びに人事交流については別途通知する。

令和8年度学校業務職員人事異動実施要領（案）

この要領は、川崎市立学校に勤務する学校用務員及び学校給食調理員（以下「学校業務職員」という。）の人事異動を実施するために必要な事項を定める。

1 基本的事項

- （１）学校業務職員の異動に当たっては、全市的な視点に立ち、性別、年齢、勤続年数等を勘案し、学校ごとに適正な業務執行が図れるよう配慮する。
- （２）配置の参考とする地区は、「川崎区」、「幸区」、「中原区」、「高津区」、「宮前区」、「多摩区」及び「麻生区」の7行政区とする。

2 異動の基準

- （１）次のいずれかの事由に該当する学校業務職員は、異動対象者として、異動するものとする。
 - ア 定年前再任用短時間勤務をする者
 - イ 学校用務員のうち、同一校勤続年数が令和8年3月31日で7年に達する者
 - ウ 学校給食調理員のうち、同一校勤続年数が令和8年3月31日で5年に達する者
 - エ 学校用務員のうち、同一校勤続年数が令和8年3月31日で3年以上7年未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者
 - オ 学校給食調理員のうち、同一校勤続年数が令和8年3月31日で3年以上5年未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者
 - カ その他特に教育委員会が認める者
- （２）次のいずれかの事由に該当する学校業務職員は、原則として異動対象者としない。
 - ア 令和8年4月1日時点で、出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、長期の病気休暇若しくは休職中の者又は出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、長期の病気休暇若しくは休職となることが見込まれる者

イ その他特に教育委員会が認める者

(3) 次のいずれかの事由に該当する学校業務職員は、次の年限の範囲内で1年ごとに勤続年数を延長することができる。

ア 同一校勤続年数が令和8年3月31日で、学校用務員については7年、又は学校給食調理員については5年に達する異動対象者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後1年度以内

イ 出産休暇又は育児休業から復職した者又は復職することが見込まれる者で、令和8年3月31日時点で(1)イ又はウに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者若しくは年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき、出産休暇及び育児休業の合計取得期間等を考慮し教育委員会が必要と認めた場合は、次に掲げる区分に応じ、同日の属する年度後それぞれに定める年限の範囲内

(ア) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に復職した場合 1年度以内

(イ) 令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に復職した場合 2年度以内

(ウ) 令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に復職した場合又は復職することが見込まれる場合 3年度以内

ウ 令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に長期の病気休暇又は休職から復職した者又は復職することが見込まれる者で、同年3月31日時点で(1)イ又はウに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者又は年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び学校運営の観点から引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき、教育委員会が必要と認めた場合には、同日の属する年度後1年度以内

3 異動の手続

(1) 令和7年11月と令和8年1月に計2回、校長との人事ヒアリングを実施する。詳細な日程については別途教職員人事課が通知する。

(2) 校長は、「令和8年度校内人事計画資料(学校用務員・学校給食調理員)」及び「異動対象者自己申告書」に必要事項を記載し、令和7年10月10日(金)に教職員人事課に提出する。

(3) 異動対象者は、「異動対象者自己申告書」に必要事項を記入し校長に提出する。

(4) 校長は、面接によって本人の意向を十分把握するとともに、勤務校における業務実績等を斟酌し、意見具申する。(育児休

業明けや病気休職明け等の異動対象者については、本人の意向や個別の事情を考慮すること。)

(5) 令和8年3月上旬に学校業務職員異動名簿を校長に提示する。また、各学校における学校業務職員の異動内示日については別途通知する。

4 その他

- (1) 職長の昇任は、別途定める。
- (2) 勧奨退職は、別途定める。
- (3) 希望降任は、別途定める。

1 趣 旨

「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅴ『学校の教育力を強化する』の地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、各学校がその特色や学校経営計画を実践する上で必要とする教員を公募する。併せて、公募制の実施により、教員の意欲を一層引き出し人材育成を図る。

2 公募実施校

各校において1名の教員を公募できるものとする。ただし、令和6年度実施の教員公募で人事異動が行われた学校は令和7年度実施の教員公募制の参加を見合わせるものとする。＜資料2参照＞ なお、令和7年度実施の公募により人事異動が行われた学校は、令和8年度実施の教員公募制の参加を見合わせるものとする（ただし特別支援学校・高等学校を除く）。

3 公募対象職

川崎市立学校教員（ただし管理職、栄養教諭及び任期付職員を除く。）

4 公募等の要件

(1) 公募実施希望校

- ア 特色ある学校づくりを一層推進するための人材を必要としていること。
- イ 公募を希望する学校の校長は、教員公募実施要項に基づき、学校公募用紙（様式1）に必要事項を記入の上、定められた期日までに教職員人事課宛てに提出すること。
- ウ 公募するにあたっては、退職予定者等欠員について十分考慮すること。

(2) 応募希望教員（次のア～オすべてを満たすこと）

- ア 令和8年4月1日における勤続年数が、現任校において3年以上、川崎市立学校において5年以上（いずれも育休・休職等を除く。）で、校長から応募の承認を得ていること。
- イ 公募された人材としての経験、資質及び力量を有すること。
- ウ 応募者は、教員公募実施要項に基づき、教員応募用紙（様式2）に必要事項を記入の上、校長の確認を受け、定められた期日までに教職員人事課宛てに提出すること。
- エ 応募者は、公募実施校に必要な免許を有し、公募された職と同じ職のもので、公募実施校のうち1校に対してのみ応募すること。ただし、県内交流や通級指導教室等、他の公募との併願はできない。
- オ 次の事項に該当しない者

- ・地方公務員法の規定により休職中の者
- ・地方公務員法の規定により、過去5年以内に懲戒処分を受けた者
- ・教育公務員特例法又は条例の規定により派遣中の者

※内定後にオに該当することとなった場合、その他の休暇・休業等の状態となり令和8年度に勤務することが困難であると見込まれる場合又は、その他勤務状況等により公募合格者としての資格を満たさないと教育委員会が認めた場合には、内定を取り消すことがあります。

※特別支援学校区分で新規採用された者については、原則として小学校又は中学校から特別支援学校へ異動したのちに上記のア～オのすべてを満たす場合に限る。

5 教員公募の流れ（資料1参照）

(1) 公募実施校決定（7月11日（金）～8月1日（金））

- ・教育委員会から学校公募の通知・実施要項・学校公募用紙（様式1）・教員応募用紙（様式2）を学校へ送付する。
- ・公募希望校は、学校公募用紙（様式1）を作成し、教職員人事課宛てに提出する。

(2) 教員応募（8月下旬～9月12日（金）予定）

- ・教育委員会から、公募実施校の学校PR一覧を市内全学校に送付する。
- ・応募希望教員は、教員応募用紙（様式2）を作成し、教職員人事課宛てに提出する。

(3) 教員選考（10月上旬～11月中旬）

- ・教育委員会は、とりまとめた教員応募用紙（様式2）の写しと応募者面接カード（様式3）を公募実施校へ送付する。

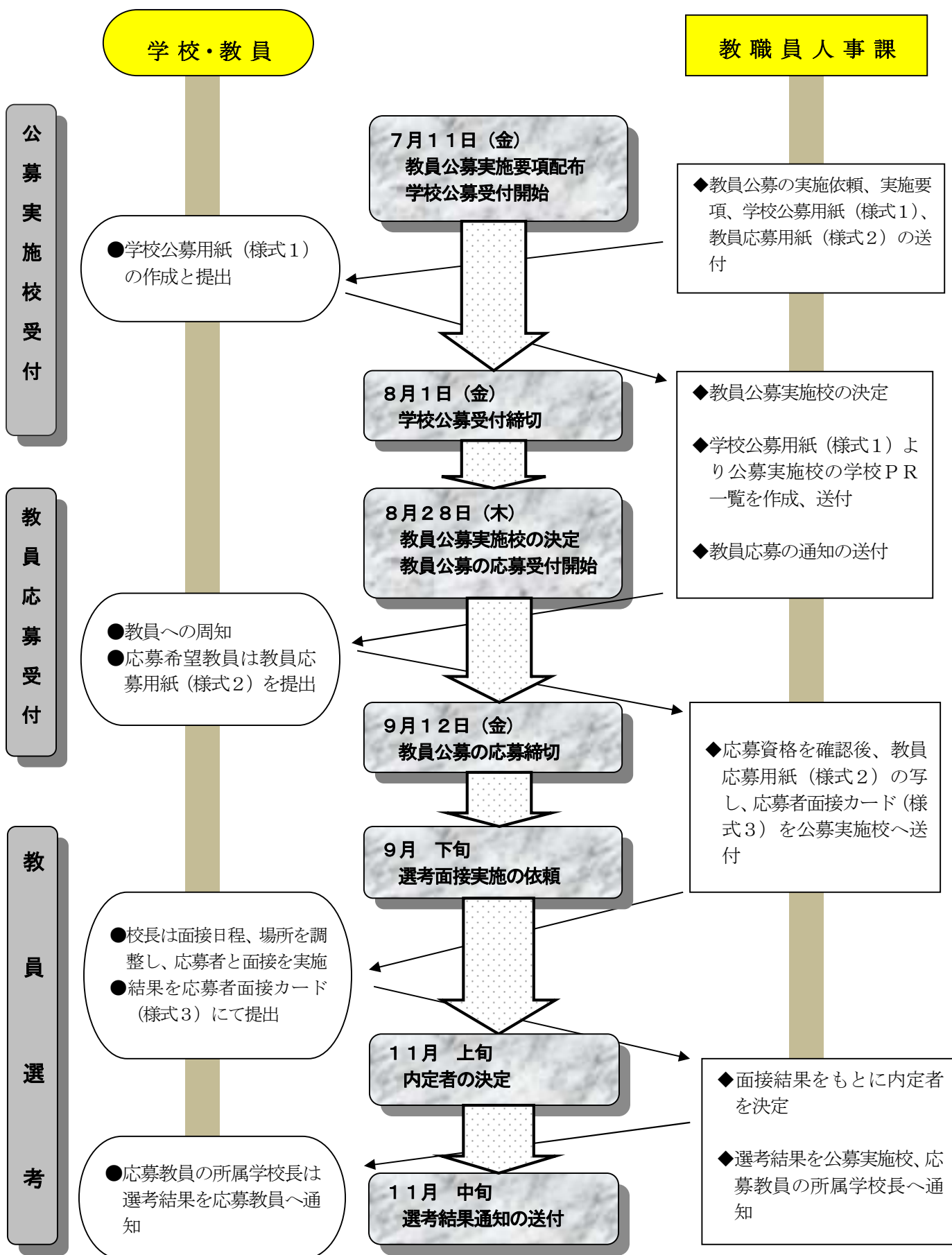
- ・公募実施校の校長は、応募教員と個別面接をし、候補者を選考する。
- ・候補者を選考した校長は、応募者面接カード（様式3）を作成し、定められた期日までに教職員人事課宛てに提出する。
- ・教育委員会は、校長の面接結果を十分に配慮し内定者を決定し、選考結果を公募実施校に通知する。また、応募教員には所属学校長を通じて通知する。

（4）人事異動実施

- ・令和7年度実施の公募合格者については、令和8年4月1日以降に異動を実施することを原則とするが、市内学校の欠員状況等によってはこの限りではない。

<教員公募の流れ>

資料 1



令和6年度実施 教員公募成立校

令和6年度実施の公募成立校は、以下のとおりです。
 特別支援学校・高等学校を除き、以下に記載のある教員公募成立校は、令和7年度実施の教員公募制に参加できませんので御注意ください。
 (令和8年度実施の公募から参加可能です)

校種	小 学 校	中 学 校	特別支援学校	高等学校
公募成立校	川中島小学校	西中原中学校	*	*
	東小田小学校	麻生中学校	*	*
	新町小学校	*	*	*
	宮前小学校	*	*	*
	平間小学校	*	*	*
	下沼部小学校	*	*	*
	宮内小学校	*	*	*
	西梶ヶ谷小学校	*	*	*
	上作延小学校	*	*	*
	南野川小学校	*	*	*
	鷺沼小学校	*	*	*
	平小学校	*	*	*
	稲田小学校	*	*	*
	宿河原小学校	*	*	*
	千代ヶ丘小学校	*	*	*
	虹ヶ丘小学校	*	*	*
	岡上小学校	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*
	*	*	*	*

令和7年度実施 小学校における専科指導担当教員公募実施要項

1 趣旨

義務教育9年間を見通した、小学校における教科担任制の導入を見据え、又、令和8年度教職員人事異動方針に基づく令和8年度教職員人事異動実施要領1(3)の趣旨を踏まえ、小学校において専科指導を担当する教員を公募する。併せて、学校段階間の接続を見通した指導力を身につけた人材の育成を図る。

2 公募の対象となる教科

公募の対象となる教科は次のとおりとする。

- (1) 社会
- (2) 数学
- (3) 理科
- (4) 音楽
- (5) 美術
- (6) 保健体育
- (7) 家庭
- (8) 英語

3 応募の要件

次に掲げるすべての要件を満たす者

- (1) 令和7年度に中学校又は高等学校に在籍する教諭又は総括教諭のうち、2(1)から(8)までに掲げる教科の中学校教諭免許状を有する者(再任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員を除く。)
- (2) 令和8年4月1日における勤続年数が、現任校において3年以上、川崎市立学校において5年以上(いずれも育休・休職等を除く)で、校長から応募の承認を得ていること。
- (3) 次の事項に該当しない者
 - ア 地方公務員法の規定により休職中の者
 - イ 地方公務員法の規定により、過去5年以内に懲戒処分を受けた者
 - ウ 教育公務員特例法または条例の規定により派遣中の者※内定後に3(3)に該当することとなった場合、その他の休暇・休業等の状態となり令和8年度に勤務をすることが困難であると見込まれる場合、又はその他勤務状況等により公募合格者としての資格を満たさないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除されることがあります。

4 応募に関する注意事項

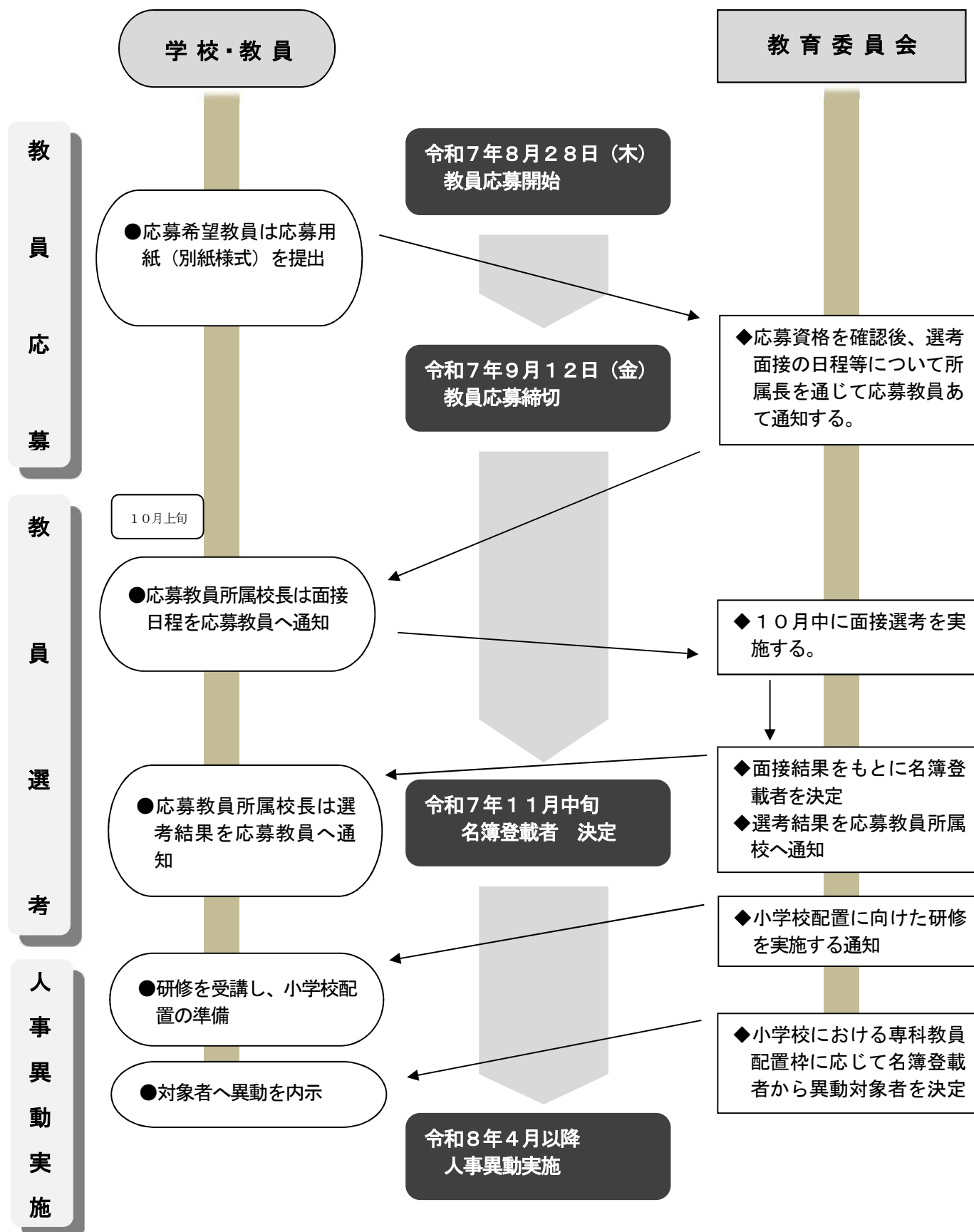
- (1) 小学校における担当職務は、所有する中学校教諭免許状の教科に相当する小学校の教科(社会、算数、理科、音楽、図画工作、体育、家庭、外国語・外国語活動)について専科指導を行うこととなること。

- (2) 学級担任は担当しないこととなること。
- (3) 担当授業時数は原則週当たり 24 コマ又は 25 コマとなること。
- (4) 教科指導以外の校内における分掌は、配置校校長の指示に従うこと。
- (5) 配置の形態は、中学校又は高等学校に在籍したままの派遣ではなく、小学校の在籍となること。
- (6) 小学校において勤務する年限は 2 年から 4 年までを原則とし、その間 1 年ごとに本人による異動希望及び校長の意見具申に基づき教育委員会が決定すること。
- (7) 前項に示す原則の年限を経過する場合の異動については、中学校又は高等学校を基本としつつ、本人のキャリアプランを踏まえた上で、本人の異動希望及び校長の意見具申に基づき教育委員会が決定すること。
- (8) 公募による選考後、対象者として名簿登載された者に対して、教育委員会が小学校における指導について研修を行うこと。
- (9) 名簿登載された者は、前項の研修に出席し、小学校における指導について学び、小学校への異動後においては、義務教育 9 年間を見通した指導力の向上に努めること。
- (10) 小学校において勤務後、中学校に配置された場合は、小学校勤務にて得た知見を活かし、義務教育 9 年間を見通した指導の実践を行うことが期待されるものであること。
- (11) 小学校、中学校及び高等学校の昇給、人事評価については同一の制度となっていること。
- (12) 小学校配置後に適用される給料表は、義務教育諸学校教育職給料表となること。
- (13) 県内交流や通級指導教室等、他の公募との併願はできないこと。

5 教員公募の流れ（資料 1 参照）

- (1) 教員応募（8 月 28 日（木）から 9 月 12 日（金））
 - ア 教育委員会は、公募通知を学校に送付し、教員応募を受け付ける。
 - イ 応募希望教員は、別紙様式「小学校専科指導教員 応募用紙」（以下「応募用紙」という。）を作成し、所属長から応募の承認を得た上、教育委員会へ提出する。
- (2) 教員選考（10 月中～11 月中旬）
 - ア 応募用紙の提出後、教職員人事課から面接日時を対象校宛てに送付する。
 - イ 面接選考を実施し、名簿登載者を決定する。
 - ウ 教育委員会は、11 月中旬を目途に所属学校校長を通じて、応募教員に選考結果を通知する。
- (3) 研修期間（令和 8 年 1 月から 3 月までで複数回を予定）
 - 名簿登載者は、教育委員会が指定する研修を随時受講する。
- (4) 人事異動実施
 - 教育委員会は、令和 8 年 3 月に配置校を内示する。

〈 小学校専科指導教員公募の流れ 〉



令和7年度実施 通級指導教室教員公募実施要項

川崎市教育委員会

1 趣 旨

「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅲ『一人ひとりの教育的ニーズに対応する』に基づく支援教育の推進のため、通級指導教室で勤務を希望する教員を公募し、教育委員会及び通級指導教室配置校学校長による選考・研修期間を経て通級指導教室への配属を行う。これにより、教員の意欲をより一層引きだし安定的な人材確保及び人材育成を図る。

2 公募実施校

通級指導教室を設置する川崎市立小・中・特別支援学校

(1) 情緒関連

小学校：川崎小・御幸小（南加瀬小）・東住吉小・久本小・富士見台小（南野川小、白幡台小）・東生田小（西菅小）・はるひ野小（王禅寺中央小）

中学校：御幸中・玉川中・生田中

(2) 言 語

小学校：川崎小・御幸小（南加瀬小）・東住吉小・久本小・宮前平小（南野川小、白幡台小）・三田小（西菅小）・はるひ野小（王禅寺中央小）

(3) 難 聴

特別支援学校：聾学校

3 公募対象

川崎市立学校教諭または総括教諭（養護教諭・栄養教諭・任期付職員を除く）

4 公募等の要件

応募希望教員（次の（１）～（５）すべての要件を満たすこと）

- (1) 令和8年4月1日時点で勤続年数が川崎市立学校において5年以上(育休・休職等を除く)で、校長から応募の承認を得ていること。
- (2) 公募された人材としての経験と資質、力量を有すること。(資料2参照)
- (3) 応募者は、教員公募実施要項に基づき、教員応募用紙(様式1)に必要事項を記入の上、所属長の確認を受け、定められた期日までに教育委員会に提出すること。
- (4) 応募者は、公募実施校に必要な免許を有し、公募された職と同じ職のもので、他の公募等に応募していないこと。
- (5) 次の事項に該当しない者
 - ア 地方公務員法の規定により休職中の者
 - イ 地方公務員法の規定により、過去5年以内に懲戒処分を受けた者※内定後に4（5）に該当することとなった場合、その他の休暇・休業等の状態となり人事異動実施時に勤務をすることが困難であると見込まれる場合、又はその他勤務状況等により公募合格者としての資格を満たさないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除されることがあります。

5 教員公募の流れ(資料1参照)

- (1) 教員応募（8月28日（木）～9月12日（金））
 - ア 教育委員会は、公募通知を学校に送付し、教員応募を受け付ける。
 - イ 応募希望教員は、教員応募用紙（様式1）を作成し、教育委員会へ提出する。
- (2) 教員選考（10月中旬～11月中旬）
 - ア 教育委員会は応募教員に対して、面接選考を実施し、名簿登載者を決定する。
 - イ 面接選考の面接官については職員部・学校教育部の管理職、指導主事、課長補佐、担当係長及び各校長会の推薦を受けた学校長をもって充てる。
 - ウ 教育委員会は、11月中旬を目途に所属学校長を通じて、応募教員に選考結果を通知する。
- (3) 研修期間（令和8年度中）

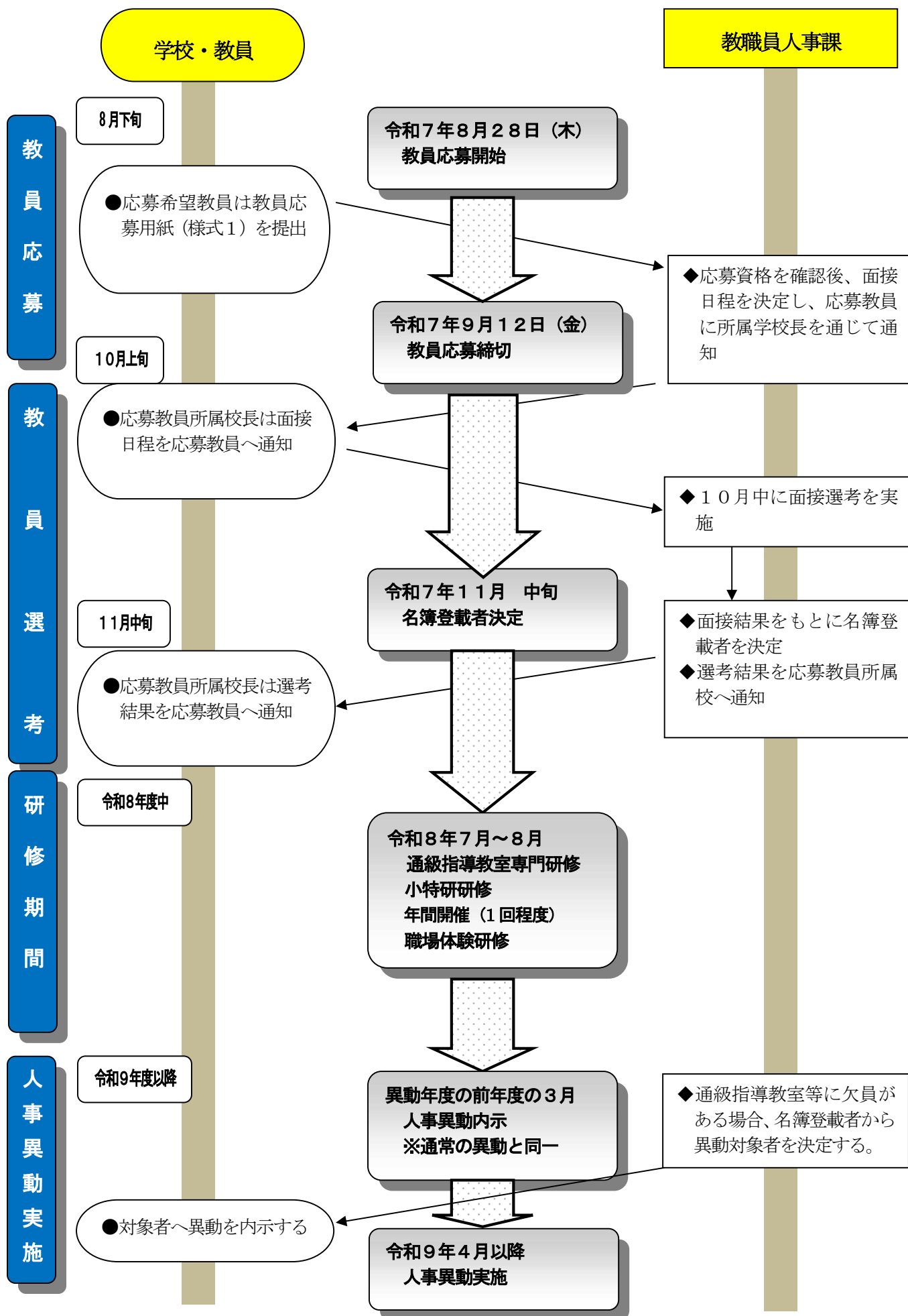
主に夏季休業中の期間に川崎市総合教育センター特別支援教育センター等主催の研修を実施する。また、年に1回、通級指導教室において、職場体験研修を実施する。
- (4) 人事異動実施
 - ア 教育委員会は通級指導教室等に欠員のある時、名簿登載者から異動対象者を決定するものとする。
 - イ 令和7年度実施の公募により名簿登載されたものについては、研修期間終了後、令和9年4月1日以降に異動を実施す

ることを原則とするが、通級指導教室等の欠員状況等によってはこの限りではない。

ウ 名簿登載については、次の異動における通級指導教室等への異動を確約するものではない。

<通級指導教室教員公募の流れ>

資料 1



通級指導教室とは

通常の学級に在籍する、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、ほとんどの授業を在籍校で受けながら、定期的に通って一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。通級による指導は、通常教育過程に加えたり、あるいは、その一部に替えたりする等して、特別教育課程による教育を行います。

川崎市の通級指導教室

教室名称	設置校	教室名称	設置校
言語 通級指導教室	川崎小学校 (川崎区)	情緒関連 通級指導教室	川崎小学校 (川崎区)
	御幸小学校 (幸区)		御幸小学校 (幸区)
	※南加瀬小学校 (幸区)		※南加瀬小学校 (幸区)
	東住吉小学校 (中原区)		東住吉小学校 (中原区)
	久本小学校 (高津区)		久本小学校 (高津区)
	宮前平小学校 (宮前区)		富士見台小学校 (宮前区)
	※南野川小学校 (宮前区)		※南野川小学校 (宮前区)
	※白幡台小学校 (宮前区)		※白幡台小学校 (宮前区)
	三田小学校 (多摩区)		東生田小学校 (多摩区)
	※西菅小学校 (多摩区)		※西菅小学校 (多摩区)
難聴 通級指導教室	はるひ野小学校 (麻生区)		はるひ野小学校 (麻生区)
	※王禅寺中央小学校 (麻生区)		※王禅寺中央小学校 (麻生区)
			御幸中学校 (幸区)
			玉川中学校 (中原区)
			生田中学校 (多摩区)

※ エリア拠点校

通級指導教室での指導内容

通級指導の目的は、日常の生活の困難さを軽減することです。最終的には、すべての時間を通常の学級で過ごすことができるよう、個別の指導計画を作成し、計画的に指導をしています。

言語教室では主に、正しい発音のための口の動かし方、安心して会話できる話し方、語彙を増やす学び方等の指導を行います。情緒関連教室では主に、姿勢の保持の仕方、授業中の発言の仕方、柔らかい言い方、友達や先生との適切なコミュニケーションのとり方等、ソーシャルスキルトレーニング(=SST 周りの人とよい関係を築き、社会に適応するために必要なコミュニケーション能力を養うこと)、の指導を行います。

いずれも、一人ひとりの課題に合わせ、個別指導やグループ指導を行います。

求める教員像

- ・子ども一人ひとりの困り感の背景には何があるのかを、学習や生活の様子や周囲の環境をよく見て考え、その子にとって適切な支援の方法を創造していこうとする先生
- ・子どもや保護者の話をよく聞き、困り感に寄り添っていこうとする先生。
- ・保護者や、在籍校の支援教育コーディネーター・担任と情報共有したり連携したりしながら、協力して子どもへの指導を改善していこうとする先生。

令和7年度実施 西中原中学校夜間学級公募実施要項

川崎市教育委員会

1 趣 旨

「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅲ『一人ひとりの教育的ニーズに対応する』に基づく教育の機会確保を推進するため、西中原中学校夜間学級（以下、「夜間学級」という。）における安定的な人材確保を図ることを目的に、夜間学級で勤務を希望する教員を公募する。

2 公募実施校

川崎市立西中原中学校

開 設 日 昭和22年 5月 5日

住 所 川崎市中原区下小田中2-17-1

3 公募対象職

川崎市立学校教諭または総括教諭（養護教諭、栄養教諭及び任期付職員を除く）

4 公募等の要件

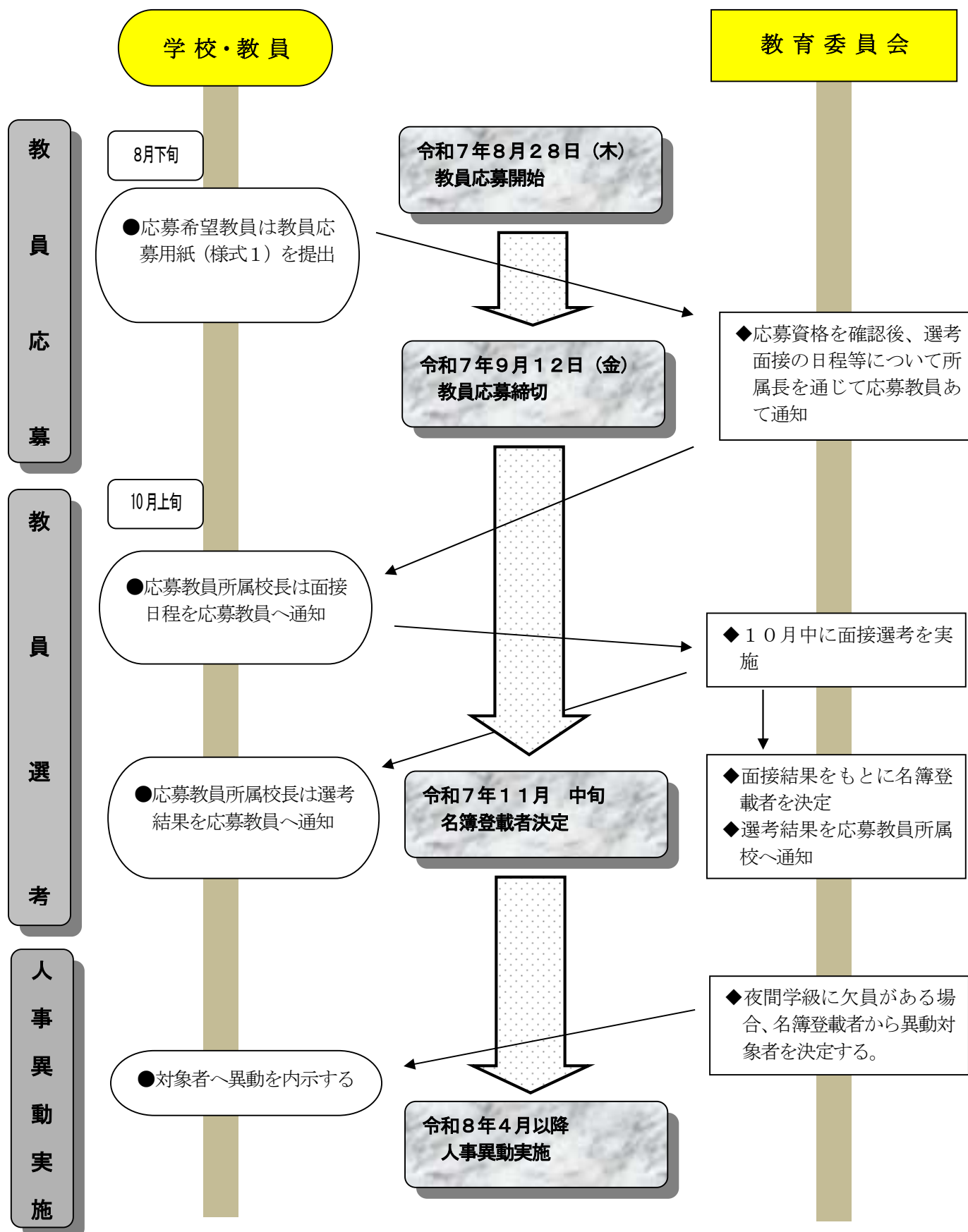
応募希望教員（次の（1）～（5）すべての要件を満たすこと）

- （1）令和8年4月1日時点で勤続年数が川崎市立学校において5年以上（育休・休職等を除く）で、校長から応募の承認を得ていること。
- （2）公募された人材としての経験と資質、力量を有すること。（資料2参照）
- （3）応募者は、教員公募実施要項に基づき、教員応募用紙（様式1）に必要事項を記入の上、所属長の確認を受け、定められた期日までに教職員人事課長に提出すること。
- （4）応募者は、中学校教員免許を有し、公募された職と同じ職のもので、他の公募等に応募していないこと。
- （5）次の事項に該当しない者
 - ア 地方公務員法の規定により休職中の者
 - イ 地方公務員法の規定により、過去5年以内に懲戒処分を受けた者※内定後に4（5）に該当することとなった場合、その他の休暇・休業等の状態となり人事異動実施時に勤務をすることが困難であると見込まれる場合、又はその他勤務状況等により公募合格者としての資格を満たさないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除されることがあります。

5 教員公募の流れ（資料1参照）

- （1）教員応募（8月28日（木）～9月12日（金））
 - ア 教育委員会は、公募通知を学校に送付し、教員応募を受け付ける。
 - イ 応募希望教員は、教員応募用紙（様式1）を作成し、教育委員会へ提出する。
- （2）教員選考（10月中旬～11月中旬）
 - ア 教育委員会は応募教員に対して、面接選考を実施し、名簿登載者を決定する。
 - イ 面接選考の面接官については職員部・学校教育部の管理職、指導主事、課長補佐、担当係長及び学校長をもって充てる。
 - ウ 教育委員会は、11月中旬を目途に所属学校長を通じて、応募教員に選考結果を通知する。
- （3）人事異動実施
 - ア 教育委員会は夜間学級に欠員のある時、名簿登載者から異動対象者を決定するものとする。
 - イ 令和7年度実施の公募により名簿登載されたものについては、令和8年4月1日以降に異動を実施することを原則とするが、夜間学級の欠員状況等によってはこの限りではない。
 - ウ 名簿登載については、次の異動における夜間学級への異動を確約するものではない。

＜夜間学級教員公募の流れ＞



西中原中学校夜間学級 教員公募

1 夜間学級とは

夜間学級とは、学齢期に様々な理由によって義務教育を修了できなかった人に対して学習する機会を実質的に保障する特別の学級で、本市では西中原中学校に併設されています。現在は十代後半から高齢者まで幅広い年齢層が在籍し、かつて不登校だった生徒も就学しています。

また、本市では多文化共生社会の実現を目指すため、外国籍の人たちの就学の保障と学習支援を掲げており、施策推進の見地からも、西中原中学校夜間学級の果たす役割は大きいものとなっています。

2 夜間学級の学校生活

【行事】

4月	入学式(※1)
5月	校外学習
7月	三者面談
8月	夏休み
9月	体育祭(※1)・定期テスト・進路説明会・弁論発表会
10月	前期終業式・後期始業式・文化祭(※1)
11月	文化教室
12月	三者面談
1月	書き初め・餅つき
2月	お別れ遠足・定期テスト
3月	3年生を送る会・卒業式(※1)

【時間割】

0時間目	16:00～17:00	自習(※2)
学 活	17:30～17:35	
1時間目	17:40～18:25	授 業
2時間目	18:25～19:10	授 業
夕食・休憩	19:10～19:30	
3時間目	19:35～20:20	授 業
4時間目	20:20～21:05	授 業
清掃・学活	21:05～21:15	

夜間学級職員の勤務時間は13:00～21:30です。

(※1)昼間の生徒と合同で行われます。

(※2)日本語指導や行事練習が入ることがあります。

3 夜間学級の指導内容

- 教科指導にあたっては、中学校の教育課程について出身地(国)や生活経験、年齢、識字能力等の実態に応じた指導計画を立てて授業を行います。
- 1年生を中心に日本語の習得状況に応じて日本語(読み・書き・会話)の授業を教育課程に組み込んだクラスもあり、担当教科以外に日本語指導も行います。
- 生徒の個々の状況に応じて習熟度別に指導する教科もあります。また、卒業後に進学を希望する生徒に対してきめ細かい進路指導を行います。

4 求める教員について

- 夜間学級の経営をよく理解し、担当外の業務についても同僚と積極的に協働できる先生。
- 幅広い年齢層と経験の違う生徒に寄り添いながら、柔軟でいていねいに指導できる先生。
- 様々な国につながる生徒とコミュニケーションをとりながら、多文化共生を推進できる先生。
- 西中原中学校の一員として昼間部の生徒に対しても意欲的に指導できる先生。

1 趣 旨

「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅲ『一人ひとりの教育的ニーズに対応する』に基づく支援教育の推進のため、聖マリアンナ医科大学病院院内学級（以下、「院内学級」という。）における安定的な人材確保を図ることを目的に、院内学級で勤務を希望する教員を公募する。

2 公募実施校

聖マリアンナ医科大学病院院内学級

開設日 平成8年4月1日

住 所 川崎市宮前区菅生2-16-1

所 属 川崎市立稗原小学校（川崎市宮前区水沢3-7-1）

川崎市立菅生中学校（川崎市宮前区菅生2-10-1）

3 公募対象職

川崎市立学校教諭または総括教諭（養護教諭・栄養教諭・任期付職員を除く）

4 公募等の要件

応募希望教員（次の（1）～（5）すべての要件を満たすこと）

- （1）令和8年4月1日時点で勤続年数が川崎市立学校において5年以上（育休・休職等を除く）で、校長から応募の承認を得ていること。
- （2）公募された人材としての経験と資質、力量を有すること。（資料2参照）
- （3）応募者は、教員公募実施要項に基づき、教員応募用紙（様式1）に必要な事項を記入の上、所属長の確認を受け、定められた期日までに教育委員会に提出すること。
- （4）応募者は、公募実施校に必要な免許を有し、公募された職と同じ職のもので、他の公募等に応募していないこと。
- （5）次の事項に該当しない者
 - ア 地方公務員法の規定により休職中の者
 - イ 地方公務員法の規定により、過去5年以内に懲戒処分を受けた者※名簿登載後に4（5）に該当することとなった場合、その他の休暇・休業等の状態となり勤務をすることが困難であると見込まれる場合又は、その他勤務状況等により公募合格者としての資格を満たさないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除されることがあります。

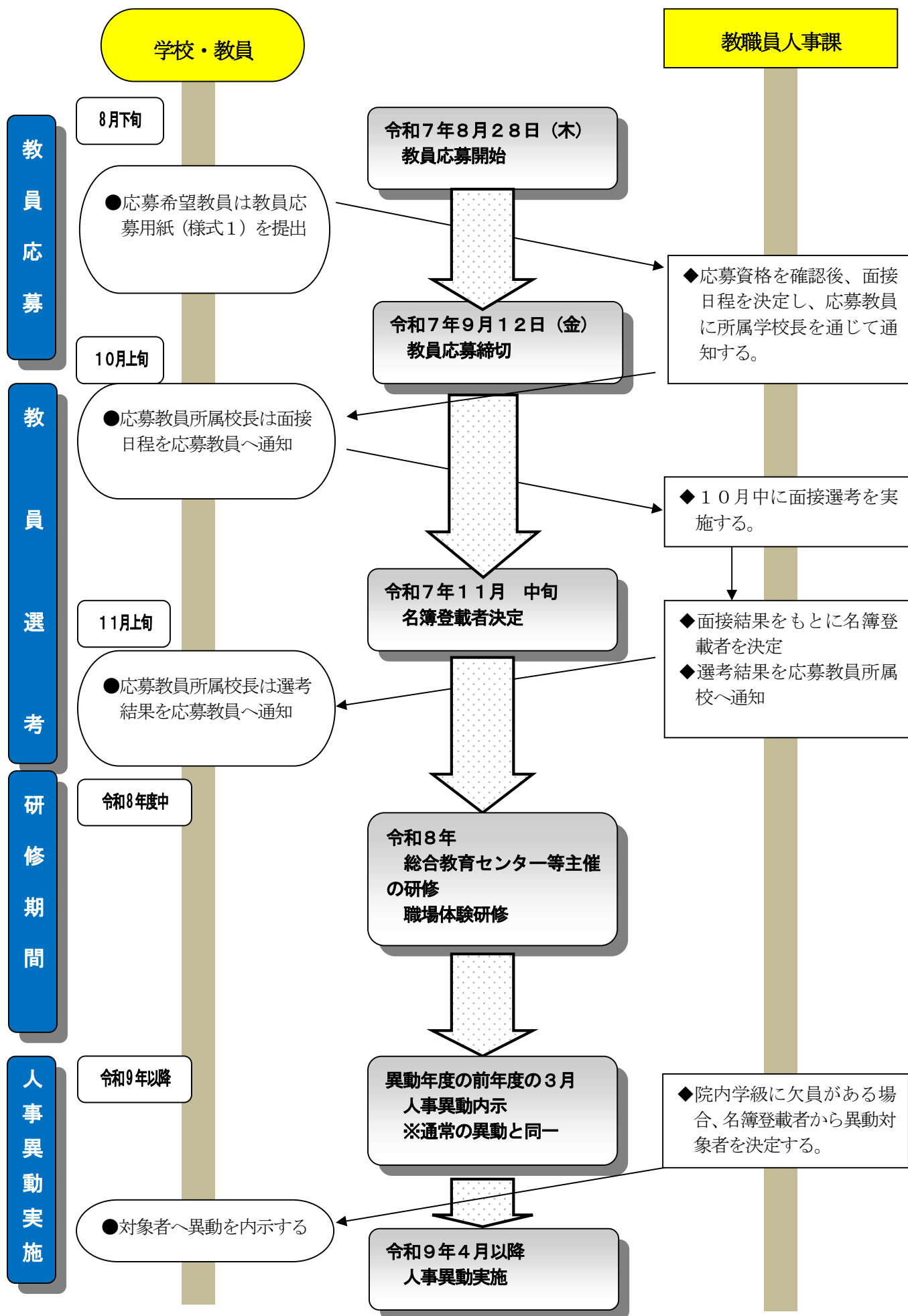
5 教員公募の流れ（資料1参照）

- （1）教員応募（8月28日（木）～9月12日（金））
 - ア 教育委員会は、公募通知を学校に送付し、教員応募を受け付ける。
 - イ 応募希望教員は、教員応募用紙（様式1）を作成し、教育委員会へ提出する。
- （2）教員選考（10月中旬～11月上旬）
 - ア 教育委員会は応募教員に対して、面接選考を実施し、名簿登載者を決定する。
 - イ 面接選考の面接官については職員部・学校教育部の管理職、指導主事、課長補佐、担当係長及び稗原小学校又は菅生中学校学校長をもって充てる。
 - ウ 教育委員会は、11月中旬を目途に所属学校長を通じて、応募教員に選考結果を通知する。
- （3）研修期間（令和8年度中）

夏季休業中に、川崎市総合教育センター特別支援教育センター等が主催する希望研修に参加する。また、数回、院内学級で職場体験研修を実施する。
- （4）人事異動実施
 - ア 教育委員会は欠員のある時、名簿登載者から異動対象者を決定するものとする。
 - イ 令和7年度実施の公募により名簿登載されたものについては、令和9年4月1日以降に異動を実施することを原則とするが、院内学級の欠員状況等によってはこの限りではない。
 - ウ 名簿登載については、次の異動における院内学級への異動を確約するものではない。※異動実施後、抗体検査（麻疹、ムンプス、水痘及び帯状疱疹ウイルス）を行います。検査の結果、免疫が十分でないと判断した場合、予防接種を受けていただきます。

<院内学級教員公募の流れ>

資料 1



稗原小学校及び菅生中学校 聖マリアンナ医科大学病院院内学級 教員公募

01 院内学級とは

病気やけが等で長期にわたる入院治療が必要な児童生徒の学校教育の保障のために、平成8年度に稗原小学校及び菅生中学校の教室として、聖マリアンナ医科大学病院との協力のもと、同病院内に設置されました。

長期入院治療が必要な児童生徒のうち、主治医の学習許可があり、学級の在籍者（転校の手続き）となった小・中学生が入級します。

02 院内学級の学校生活

【1日の時間割】小学部の例

1 時間目	生活单元（朝の会）	10：00～	
2 時間目		10：30～	国語
3 時間目		11：15～	社会 / 生活
	昼食・休憩		
4 時間目		13：30～	算数
5 時間目		14：00～	自立活動（マリタイム）
	帰りの会	14：30～	

03 院内学級の指導内容

復学を見据え、教材や学習進度等を前籍校に準じて進めています。作品や学習プリント等、前籍校とのつながりを感じながら学習を進めるように配慮しています。基本的には、小中学校の学習指導要領に準じて、国語・算数（数学）を中心として全教科・領域の授業を行っています。また、体験活動を補うため ICT を活用しています。

一人ひとりの課題に合わせて指導・支援しています。

04 求める教員像

- ・ 医師や看護師等の病院関係者や前籍校と連携し、お互いの立場を尊重して考えられる教員
- ・ 子どもや保護者の話を傾聴し、共に考え、寄り添える教員
- ・ 子どもの状態や状況を観察し、学習や生活の様子をよく見て、よく考え、子どもにとってより適切な指導・支援の方法を想像していこうとする教員

令和8年度 川崎市立学校管理職昇任候補者選考要領

この要領は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、川崎市立学校管理職昇任候補者及び昇任選考に際し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

川崎市立学校の円滑な学校運営とその活性化を目指すため、ビジョンを持って学校運営に積極的に取り組み、教職員の人材育成に尽力することへ意欲のある次世代の学校管理職（校長、副校長、及び教頭）にふさわしい人材を選考する。

また、小中連携教育や中高一貫教育の推進、地域に開かれた特色ある学校づくり等の取組の観点から、多様な経験を積み、幅広い視野を持ち、校種間異動等に積極的で意欲のある人材を選考する。

2 特別評定Ⅰ（昇任候補者の適性確認）

所属長推薦による教員のうち、教育長が適当と認めたものを対象に評定を行う。

（1）推薦方法

所属長により校長昇任候補者、教頭昇任候補者の推薦を行う。

（2）推薦基準

推薦基準は次に掲げる要件を有する者の他、教育長が特に認めた者とする。

ただし、昭和42年4月2日以降に生まれた者に限る。

ア 校長昇任候補者

（ア）副校長・教頭経験1年以上の者を原則とする。

（イ）これまで特別評定Ⅰ（令和6年度以前の特別評定Ⅰを含む。）を受けていない者、又は、特別評定Ⅰで一定以下の評価結果を得た者

（ウ）令和6年度の人事評価において、いずれかの項目にC以下を含む者を除く。

イ 教頭昇任候補者

（ア）正規教職経験10年以上の総括教諭であることを原則とする。

（イ）これまで特別評定Ⅰ（令和6年度以前の特別評定Ⅰを含む。）を受けていない者、又は、特別評定Ⅰで一定以下の評価結果を得た者

（ウ）令和6年度の人事評価において、いずれかの項目にC以下を含む者を除く。

ウ 以下のいずれかに該当する場合は昇任候補者として推薦できない。

（ア）地方公務員法第28条第2項の規定により休職中の者

（イ）地方公務員法第29条第1項の規定により過去5年以内に懲戒処分を受けた者

（3）推薦者数

原則1校2名以内とする。

(4) 推薦書の提出

所属長は、所属教員の中から推薦基準を満たすものについて「校長（教頭）昇任候補者推薦書（様式2）」に必要事項を記入し、令和7年8月6日（水）までにグルかわ便にて、教職員人事課 各校種担当課長及び人事任用担当の2名宛てに提出する。（集配便にて送付する場合は、親展にて教職員人事課担当課長〔人事・服務担当〕宛て提出）

(5) 適性確認方法

教育長の管理の下に、個人面接により行う。

(6) 選考期日及び場所（予定）

ア 期日

令和7年9月上旬から9月末日までのうち、指定する日

イ 場所

教育文化会館 他

ウ 選考実施に伴い、選考の対象となる職員の派遣依頼等については所属長に別途通知する。

(7) 選考結果

一定以下の評価結果となった者については、特別評定Ⅰにおいて再度推薦することができる旨を所属長に通知する。

3 特別評定Ⅱ（昇任選考）

これまでに特別評定Ⅰを受け、一定以上の評定結果を得た者を対象に評定を行う。

ただし、昭和41年4月2日以降に生まれた者に限る。

(1) 昇任予定者の資格要件

校長及び副校長・教頭への昇任資格は、校内及び校外で優れた実績を有し、健康で識見、能力及び勤務成績に優れ、人望のある者で、次に掲げる要件を有するものとする。

ア 校長昇任

（ア）令和6年度以前の特別評定Ⅰを受けた者のうち一定以上の評定結果を得たもの

（イ）副校長・教頭を経験した者であることを原則とする。

（ウ）令和6年度の人事評価において、いずれかの項目にC以下を含む者を除く。

イ 教頭昇任

（ア）令和6年度以前の特別評定Ⅰを受けた者のうち一定以上の評定結果を得たもの

（イ）令和6年度の人事評価において、いずれかの項目にC以下を含む者を除く。

ウ 以下のいずれかに該当する場合は昇任予定者としなない。

（ア）地方公務員法第28条第2項の規定により休職中の者

（イ）地方公務員法第29条第1項の規定により過去5年以内に懲戒処分を受けた者

(2) 一次選考（校長昇任・教頭昇任）

ア 選考方法

小論文

イ 選考期日及び場所（予定）

（ア）期日

令和7年7月30日（水）、8月4日（月）のうち、指定する日

（イ）場所

川崎市教育会館

ウ 職員の派遣

選考実施に伴い、選考の対象となる職員の派遣依頼等については所属長に別途通知する。

エ 合格予定者数

次年度昇任予定者の2倍程度とする。

オ 選考結果

一次選考の結果は9月中旬までに所属長宛て通知する。

（3）二次選考（校長昇任・教頭昇任）

ア 選考方法

個人面接

イ 選考期日及び場所（予定）

（ア）期日

令和7年10月のうち、別途指定する日

（イ）場所

市役所南庁舎 他

ウ 職員の派遣及び意見書の提出

選考の対象となる職員の派遣依頼等については所属長に別途通知する。

また、所属長は、二次選考実施に伴い、二次選考の対象となる所属の教員について「校長（教頭）昇任意見書（様式1）」に必要な事項を記入し、選考期日の3日前まで（土日除く）にグルかわ便にて、教職員人事課 各校種担当課長及び人事任用担当の2名宛てに提出する。（集配便にて送付する場合は、**親展**にて教職員人事課担当課長〔人事・服務担当〕宛て提出）

エ 選考結果

二次選考の結果は、管理職昇任の内示をもって代える。

4 その他

（1）選考の実施において、その他必要事項は、教育長が別に定める。

（2）川崎市立学校教頭職昇任選考（チャレンジ教頭）は別に定める。

令和8年度川崎市立学校教頭職昇任選考（チャレンジ教頭）要領

この要綱は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、川崎市立学校教頭職昇任選考（チャレンジ教頭）に際し、必要な事項を定めるものとする。

1 目 的

能力・実績を重視した選考を基本に、学校経営に意欲のある教員から管理職の登用を進め、活力ある学校づくりを進めるとともに、幅広い人材登用を推進する。

また、小中連携教育や中高一貫教育の推進、地域に開かれた特色ある学校づくり等の取組の観点から、多様な経験を積み、幅広い視野を持ち、異校種間の人事交流等に積極的で意欲のある人材を選考する。

2 選考対象者

川崎市立学校（小、中、高、特別支援学校）の総括教諭、教諭、養護教諭

3 応募資格

（１）37才以上で本市正規教職経験5年以上且つ正規教職経験10年以上の者

※ 年齢、経験年数は令和8年4月1日を基準日とする。

※ 所属長の推薦の有無は問わない。

（２）以下のいずれかに該当する場合は応募できない。

ア 地方公務員法第28条第2項の規定により休職中の者

イ 地方公務員法第29条第1項の規定により過去5年以内に懲戒処分を受けた者

4 応募方法

（１）応募者は、応募用紙（様式1）に必要事項を記入し、所属長に提出する。

（２）所属長は、副申書（様式2）を添え教育長に提出する。

5 選考方法

（１）第一次選考

小論文及び個人面接（プレゼンテーション方式）

（２）第二次選考

小論文及び個人面接

6 選考結果について

（１）一次選考の結果は9月中旬までに所属長を通じて応募者に通知する。

（２）最終結果の通知は、管理職昇任の内示をもって代える。

7 選考日程（予定）

7月 2日：実施要領・応募用紙・副申書等の配付

8月 6日：応募の締め切り

8月 中旬：第1次選考実施の通知

9月 上旬：第1次選考の実施

9月 中旬：第1次選考結果の通知、第2次選考の実施通知

10月上旬～中旬：第2次選考の実施

3月 下旬：教頭職の昇任内示

8 その他

選考の実施において、その他必要事項は、教育長が別に定める。

令和8年度 川崎市立学校総括教諭昇任候補者選考実施要領（案）

総括教諭昇任候補者の選考を次のとおり実施する。ただし、栄養教諭からの昇任については、別に定める。

1 選考対象職

総括教諭（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第5の2「義務教育諸学校教育職給料表」3級該当職及び別表第5「高等学校教育職給料表」3級該当職）

2 選考方法

選考については、所属長の内申によるこれまでの勤務実績等の評価及び人事評価を総合的に勘案し、総括教諭として適格かどうかを判断し、名簿登載を行う。

3 昇任資格

37歳以上の者とする。ただし、本市において5年以上の教諭または養護教諭としての勤務経験を有する者（「2級」在級5年以上）に限る。

また、基準日前2年間に於いて、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第14条第2項各号に掲げる昇給区分（D・E）に決定されたものは対象とはしないものとする（注）。

（注）年齢、教員等の経験年数及び昇給区分については、令和8年4月1日を基準日とする。

4 選考科目

科目	評価項目	形式等
勤務実績	任命権者による人事評価及び勤務記録	第5項参照
能力評価	所属長の内申に基づく総括教諭としての資質・適正等の評価	

5 候補者の内申方法等

別添「令和8年度 総括教諭候補者名簿（様式1）」、「総括教諭候補者内申書（様式2）」を人事・服務担当課長宛て提出する。

内申に当たっては、所属長が本人の勤務状況、学校運営上の実績、人物、能力のほか、来年度の学校運営等を総合的に判断し、将来的に管理職へとなりうる資質、能力が見込める者または児童生徒指導・教科指導等の各分野の第一人者として、学校運営ひいては本市の教育を牽引する資質・能力を見込める者を内申することとする。

（1）提出期限

令和7年9月19日（金）17時

※総括教諭候補者がいない場合も様式1のみ御提出ください。

(2) 提出先

教職員人事課 各校種 人事・服務担当課長宛て

※総括教諭候補者内申書（様式2）は、グルかわ便にてエクセル形式で御提出ください。

※参考

ア 総括教諭の配置数

小学校は1校あたり4名、中学校は1校あたり5名を基本として配置する。高等学校は全体で40名以下、特別支援学校は全体で40名以下を配置する。

イ 令和7年度総括教諭昇任予定者数（見込み）

小学校60名程度、中学校45名程度、高等学校5名程度、特別支援学校5名程度

6 選考の日程について

令和7年9月19日（金） 内申書類提出締切日

令和7年11月中旬 選考結果通知

7 昇任予定者の決定等

各選考科目の評価を総合して判定し、次年度の昇任予定者数の範囲内で一定以上の評価結果を得た者の中から昇任予定者を決定する。

8 昇任予定者の発表

最終結果については、令和7年11月中旬以降に所属長のみに通知する。

また、総括教諭候補者への通知については発令をもって代えるものとする。

9 昇任予定者の取扱い

(1) 昇任予定者は、総括教諭昇任予定者名簿に登載され、原則として、令和8年4月1日に任命される。

(2) 昇任発令日に休業により勤務していない職員については、復職後に昇任するものとする。

(3) 名簿登載者が昇任資格を満たさなくなった場合、勤務成績不良または心身の故障等により総括教諭としての適格性を欠くこととなった場合、及びその他総括教諭にふさわしくないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除する。

10 名簿登載の有効期限

総括教諭昇任予定者の名簿登載有効期限は、原則として令和8年4月1日までとする。ただし、有効期限経過後の再度の受験は妨げない。

令和8年度 川崎市立学校総括教諭（栄養教諭）昇任候補者選考実施要領（案）

栄養教諭に対し、総括教諭昇任候補者の選考を次のとおり実施する。

1 選考対象職

総括教諭（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第5の2「義務教育諸学校教育職給料表」3級該当職及び別表第5「高等学校教育職給料表」3級該当職）

ただし、本選考では栄養教諭からの昇任者のみを対象とする。

2 選考方法

選考については、所属長の内申によるこれまでの勤務実績等の評価及び人事評価を総合的に勘案し、総括教諭として適格かどうかを判断し、名簿登載を行う。

3 昇任資格

37歳以上の者とする。ただし、本市において13年以上の学校栄養職員または栄養教諭としての勤務経験を有する者に限る。

また、基準日前2年間に於いて、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第14条第2項各号に掲げる昇給区分（D・E）に決定されたものは対象とはしないものとする（注）。

（注）年齢、教員等の経験年数及び昇給区分については、令和8年4月1日を基準日とする。

4 選考科目

科目	評価項目	形式等
勤務実績	任命権者による人事評価及び勤務記録	第5項参照
能力評価	所属長の内申に基づく総括教諭としての資質・適正等の評価	

5 候補者の内申方法等

別添「令和8年度総括教諭（栄養教諭）候補者名簿（様式1）」、「（栄養教諭用）総括教諭候補者内申書（様式2）」を人事・サービス担当課長宛て提出する。

内申に当たっては、所属長が本人の勤務状況、学校運営上の実績、人物、能力を総合的に判断し、学校栄養職員・栄養教諭の後進を育成し、川崎市の食育を牽引する資質・能力を見込める者を内申することとする。

(1) 提出期限

令和7年9月19日（金）17時（必着厳守）

※総括教諭（栄養教諭）候補者がいない場合も様式1のみ御提出ください。

(2) 提出先

教職員人事課 人事・サービス担当課長 松本 宛て

※担当課長宛て「親展」とし、封筒に「総括教諭（栄教）」と朱書きのこと

6 選考の日程について

令和7年9月19日（金） 内申書類提出締切日

令和7年11月中旬 選考結果通知

7 昇任予定者の決定等

各選考科目の評価を総合して判定し、次年度の昇任予定者数の範囲内で一定以上の評価結果を得た者の中から昇任予定者を決定する。

8 昇任予定者の発表

最終結果については、令和7年11月中旬以降に所属長のみに通知する。

また、総括教諭候補者への通知については発令をもって代えるものとする。

9 昇任予定者の取扱い

(1) 昇任予定者は、総括教諭昇任予定者名簿に登載され、原則、令和8年4月1日に任命される。

(2) 名簿登載者が昇任資格を満たさなくなった場合、勤務成績不良または心身の故障等により総括教諭としての適格性を欠くこととなった場合、及びその他総括教諭にふさわしくないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除する。

10 名簿登載の有効期限

総括教諭昇任予定者の名簿登載有効期限は令和8年4月1日までとする。ただし、有効期限経過後の再度の受験は妨げない。

令和 8 年度 川崎市立学校栄養教諭特別選考実施要領（案）

川崎市教育委員会

1 目 的

この要領は、公立学校における食育の推進を図るため、川崎市立学校に勤務する学校栄養職員を対象とした栄養教諭の特別選考の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 受験資格

次の（１）～（３）の条件を全て満たす者。

（１）次のいずれかに該当する者

ア 川崎市立学校に勤務する正規の学校栄養職員で、令和年 8 年 4 月 1 日時点で学校栄養職員として在職期間が 8 年以上の者

イ 教育委員会事務局職員で、上記アと同等の経験を有する者

（２）教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）に定める栄養教諭の免許状を現に有する者または令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者

（３）所属長の推薦を受けた者

3 選考の方法

学校長の内申によるこれまでの勤務実績等の評価と、個人面接及び小論文による人物、能力、食育推進等に関する考えについての評価を総合的に勘案し、栄養教諭として適格かどうか判断する。

4 出願手続

（１）出願書類

ア 栄養教諭候補者特別選考申込書（様式 1）

イ 栄養教諭候補者特別選考内申書（様式 2）

（２）出願方法及び出願先

ア 受験希望者は、栄養教諭候補者特別選考申込書（様式 1）を作成するとともに、栄養教諭の免許状を取得済みの者は免許状の写しを、取得見込みの者は取得見込みであることが証明できる書類を添付し、所属長に提出する。

イ 所属長は、栄養教諭候補者特別選考内申書（様式 2）を作成するとともに、受験希望者から提出のあった栄養教諭候補者特別選考申込書（様式 1）・栄養教諭免許状の写し（学校長が原本証明をすること）等と一緒に、人事・サービス担当課長宛てに提出する。

（３）提出期限

令和 7 年 9 月 1 9 日（金） 1 7 時（必着厳守）

(4) 提出先

教職員人事課 人事・服務担当課長 松本 宛て

※教職員人事課 担当課長宛て「親展」とし、封筒に「栄養教諭」と朱書きのこと。

5 選考の日程

令和7年9月19日(金)

書類提出締切日

令和7年10月3日(金) 予定

選考日程を文書にて通知

令和7年10月15日(水)～22日(水) 選考を実施(予定)

6 合格者の発表

令和7年11月中旬に所属長を通して合格者に文書で通知

7 合格者の取扱い

(1) 合格者は、令和8年4月1日付けで栄養教諭として任用する。

(2) 給料については、義務教育諸学校教育職給料表を適用。

令和 8 年度 川崎市立学校事務職員課長補佐昇任候補者選考実施要領（案）

課長補佐昇任候補者の選考を次のとおり実施する。

1 選考対象職

課長補佐及び課長補佐に相当する職（川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）別表第 1 「行政職給料表（1）」 5 級該当職）

2 選考方法

選考については、学校長の内申によるこれまでの勤務実績等の評価、人事評価及び面接による人物、能力、学校運営等に関する考えについての評価等を総合的に勘案し、課長補佐として適格かどうかを判断し、名簿登載を行う。

3 昇任資格

川崎市立小・中・特別支援学校に勤務する学校事務職員のうち、原則として係長の職（川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）別表第 1 「行政職給料表（1）」 4 級該当職）に 3 年以上ある者とする。

また、基準日前 2 年間に於いて、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第 14 条第 2 項各号に掲げる昇給区分（D・E）に決定された者は対象とはしないものとする。

（注）年齢、教員等の経験年数及び昇給区分については、令和 8 年 4 月 1 日を基準日とする。

4 選考科目

科目	評価項目	形式等
勤務実績	任命権者による人事評価及び勤務記録等の評定	次項参照
所属長の内申	課長補佐としての資質・適性等	
面接	課長補佐としての資質・適性等	個別面接

5 候補者の内申方法等

別添 「令和 8 年度 課長補佐昇任候補者名簿（様式 1）」、「課長補佐昇任候補者内申書（様式 2）」を人事・サービス担当課長宛て親展で提出する。

なお、内申に当たっては、校長が本人の勤務状況、学校運営上の実績、人物、能力のほか、来年度の学校運営等を総合的に判断し、内申するものとする。

(1) 提出期限

令和7年9月19日(金) 17時(必着厳守)

※候補者がいない場合も様式1のみ御提出ください。

(2) 提出先

教職員人事課 人事・サービス担当課長 坂本宛て

(※教職員人事課担当課長宛て「親展」とし、封筒に「課長補佐昇任候補者」と朱書きのこと。)

6 選考の日程について

令和7年9月19日(金) 内申書類提出締切日

令和7年10月3日(金) 予定 選考日程等通知

令和7年10月10日(金)～22日(水) 予定 選考実施

令和7年11月中旬 選考結果通知

7 合格者の決定等

各選考科目の評価を総合して判定する。ただし、選考のいずれかの科目において一定の点数に達しないものは、他の成績に関わらず不合格とする。

8 合格者の発表

選考結果は合否に関わらず、令和7年11月中旬以降に所属長のみに通知する。対象者への通知については発令をもって代えるものとする。

9 合格者の取扱い

- (1) 合格者は、課長補佐昇任選考合格者名簿に登載され、原則として、令和8年4月1日に任命される。
- (2) 昇任発令日に休業により勤務していない職員については、復職後に昇任するものとする。
- (3) 名簿登載者が昇任資格を満たさなくなった場合、勤務成績不良または心身の故障等により課長補佐としての適格性を欠くこととなった場合、及び課長補佐にふさわしくないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除する。

10 名簿登載の有効期限

課長補佐昇任候補者の名簿登載有効期限は、原則として令和8年4月1日までとする。ただし、有効期限経過後の再度の受験は妨げない。

令和8年度 川崎市立学校事務職員係長昇任候補者選考実施要領（案）

係長昇任候補者の選考を次のとおり実施する。

1 選考対象職

係長及び係長に相当する職（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第1「行政職給料表（1）」4級該当職）

2 選考方法

選考については、学校長の内申によるこれまでの勤務実績等の評価、人事評価及び、面接による人物、能力、学校運営等に関する考えについての評価を総合的に勘案し、係長として適格かどうかを判断し、名簿登載を行う。

3 昇任資格

川崎市立小・中・特別支援学校に勤務する学校事務職員のうち、原則として主任の職（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第1「行政職給料表（1）」3級該当職）にある者、かつ33歳以上の者とする。ただし、本市在職期間が引き続き5年以上の者に限る。

また、基準日前2年間に於いて、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第14条第2項各号に掲げる昇給区分（D・E）に決定された者は対象とはしないものとする。

（注）年齢、在職期間及び昇給区分については、令和8年4月1日を基準日とする。

4 選考科目

（1）一次選考

科目	評価項目	形式等
勤務実績	任命権者による人事評価及び勤務記録等の評定	
所属長の内申	係長としての資質・適性等	次項参照

（2）二次選考

科目	評価項目	形式等
面接	係長としての資質・適性等	個別面接
小論文	標準職務遂行に係る基礎知識等	1,000字以内論述 (選考時間 100 分)

5 候補者の内申方法等

別添「令和8年度 係長昇任候補者名簿（様式1）」、「係長昇任候補者内申書（様式2）」を人事・サービス担当課長あて親展で提出する。

なお、内申に当たっては、校長が本人の勤務状況、学校運営上の実績、人物、能力のほか、来年度の学校運営等を総合的に判断し、内申するものとする。

（1）提出期限

令和7年9月19日（金）17時（必着厳守）

※候補者がいない場合も様式1のみ御提出ください。

（3）提出先

教職員人事課 人事・サービス担当課長 坂本 宛て

（※教職員人事課担当課長宛て「親展」とし、封筒に「係長昇任候補者」と朱書きのこと）

6 選考の日程について

令和7年9月19日（金） 内申書類提出締切日

令和7年10月3日（金） 予定 一次選考結果通知及び二次選考日程等通知

令和7年10月10日（金）～22日（水） 予定 二次選考実施

令和7年11月中旬 二次選考結果通知

7 合格者の決定等

（1）一次選考合格者

一次選考の評価を総合して判定する。ただし、一次選考のいずれかの科目において一定の点数に達しないものは、他の成績に関わらず不合格とする。

（2）最終合格者

二次選考までの評価を総合して判定。ただし、二次選考において一定の点数に達しないものは、他の成績に関わらず不合格とする。

8 合格者の発表

一次選考結果は、合格者のみに令和7年10月3日（金）を目途に所属長あてに通知する。

最終結果は合否に関わらず、令和7年11月中旬以降に所属長のみに通知する。対象者への通知については発令をもって代えるものとする。

9 合格者の取扱い

（1）合格者は、係長昇任選考合格者名簿に登載され、原則として、令和8年4月1日に任命される。

（2）昇任発令日に休業により勤務していない職員については、復職後に昇任するものと

する。

- (3) 名簿登載者が昇任資格を満たさなくなった場合、勤務成績不良または心身の故障等により係長としての適格性を欠くこととなった場合、及びその他係長にふさわしくない
と教育委員会が認めた場合には、名簿から削除する。

10 名簿登載の有効期限

係長昇任候補者の名簿登載有効期限は、原則として令和8年4月1日までとする。
ただし、有効期限経過後の再度の受験は妨げない。

令和8年度 川崎市立学校主任昇任候補者選考実施要領（案）

主任昇任候補者の選考を次のとおり実施する。

1 選考対象職

主任に相当する職（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）別表第1「行政職給料表（1）」3級該当職及び別表第4「医療職給料表（2）」3級該当職）

2 選考方法

選考については、所属長の内申によりこれまでの勤務実績、人事評価等を勘案する他、レポートにより人物・能力・学校運営等に対する考えについての評価を勘案し総合的に主任として適格かどうかを判断し、名簿登載を行う。

また、勤務実績が特に良好な者については、所属長からの推薦をもとに名簿登載者を決定する。

3 昇任資格

次のいずれかの条件を満たす者を対象とする。なお、選考（レポート）の条件を満たす者については、別途所属長あてに通知する。

（1）選考（レポート）に該当する条件

川崎市立小・中・特別支援学校に勤務する学校事務職員・学校栄養職員のうち、経験年数及び本市勤務年数が別表に示す年数以上であり、かつ現時点において2級67号給以上を受けている者

（別表）

基準学歴	経験年数	本市勤務年数
短大卒	17年以上	5年以上
大学卒	14年以上	5年以上
修士修了	12年以上	5年以上

（2）選考（所属長推薦）に該当する条件

現在、2級に在級しており、かつ32歳以上の者

ただし、いずれの条件においても基準日前2年間において、川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第14条第2項各号に掲げる昇給区分（D・E）に決定された者は対象とはしないものとする。

（注）年齢、教員等の経験年数及び昇給区分については、令和8年4月1日を基準日とする。

4 選考科目

(1) 選考（レポート）

科目	評価項目	様式等
勤務実績	任命権者による人事評価及び勤務記録等の評定	
所属長の内申	主任としての資質・適性等	次項参照
レポート	標準職務遂行に係る基礎知識等	600～800字

(2) 選考（所属長推薦）

科目	評価項目	様式等
勤務実績	任命権者による人事評価及び勤務記録等の評定	
所属長の推薦	主任としての資質・適性等及び推薦の根拠となる具体的事実	次項参照

5 候補者の内申及び推薦の方法等

全学校、別添「令和8年度 主任昇任候補者名簿（様式1）」を提出する。他の書類については、選考（レポート）と選考（所属長推薦）により異なる。

(1) 選考（レポート）

「主任昇任候補者内申書（様式2）」及び「主任昇任候補者選考レポート用紙（様式3）」を提出する。

(2) 選考（所属長推薦）

「主任昇任候補者推薦書（様式4）学校事務職員用」または「主任昇任候補者推薦書（様式5）学校栄養職員用」を提出する。

※なお、内申及び推薦に当たっては、校長が本人の勤務状況、学校運営上の実績、人物、能力のほか、来年度の学校運営等を総合的に判断したうえで行うものとし、特に所属長推薦については推薦に値する根拠について具体的事実をもとに記入するものとする。

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）17時（必着厳守）

※候補者がいない場合も様式1のみ御提出ください。

(4) 提出先

教職員人事課人事・服務担当課長 坂本（事務）・松本（栄養）宛て

教職員人事課担当課長あて「親展」とし、封筒に「主任昇任候補者」と朱書きのこと

6 選考の日程について

令和7年9月19日（金） 内申及び推薦書類等提出締切日
令和7年11月中旬 選考結果通知

7 合格者の決定等

各選考科目の評価を総合して判定。ただし、選考のいずれかの科目において一定の点数に達しないものは、他の成績に関わらず不合格とする。

8 合格者の発表

選考結果は合否に関わらず、令和7年11月中旬以降に所属長のみに通知する。対象者への通知については発令をもって代えるものとする。

9 合格者の取扱い

- (1) 合格者は、主任昇任候補者選考合格者名簿に登載され、原則として、令和8年4月1日に任命される。
- (2) 昇任発令日に休業により勤務していない職員については、復職後に昇任するものとする。
- (3) 名簿登載者が昇任資格を満たさなくなった場合、勤務成績不良又は心身の故障等により主任としての適格性を欠くこととなった場合、及びその他主任にふさわしくないと教育委員会が認めた場合には、名簿から削除する。

10 名簿登載の有効期限

主任昇任候補者の名簿登載有効期限は、原則として令和8年4月1日までとする。ただし、有効期限経過後の再度の受験は妨げない。

川崎市立学校教育職員希望降任制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員本人の意志を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上、能力の発揮及び組織の活性化を図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

第2条 降任の対象となる職員は、降任希望申出日において、市立学校に勤務する校長、副校長、教頭及び総括教諭の職にある職員とする。

(降任の希望)

第3条 職員は、本人が現に適用されている給料表及び給料表に定める職務の級より下位の級に分類されている職務の職へ降任を希望することができる。

(降任の申出)

第4条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合は、その旨を申し出ることができる。

2 降任を希望する職員は、降任申出書（別記様式）により所属長を通じ、教育委員会へ申し出るものとする。

3 教育委員会は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(降任の決定)

第5条 降任及び降任する職は、原則として本人の希望を尊重し、教育委員会が決定する。

(降任の時期)

第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。

(給料の取扱い)

第7条 第5条の規定により降任を決定した職員の給料は、川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則（平成28年3月31日教委規則第10号）及び川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）に定めるところにより決定する。

(再昇任)

第8条 降任した職員の再度の昇任については、教育委員会が適当と認めた場合には、再度、昇任させることができる。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市立学校管理職員希望降任制度実施要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会職員希望降任制度実施要綱

平成 15 年 1 月 28 日
14 川教庶第 1109 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、希望降任制度を設けることにより、職員本人の意志を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行い、もって職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

第 2 条 希望降任制度の対象となる職員は、降任希望申出日において、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

- (1) 川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 行政職給料表(1)、別表第 2 行政職給料表(2)又は別表第 4 医療職給料表(2)の適用を受ける職員
- (2) 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則（平成 28 年川崎市教育委員会規則第 10 号）別表の第 2 欄に掲げる職制上の段階が「係長級」以上又は「職長」の職員

(降任する職制上の段階)

第 3 条 自ら降任を希望する職員の降任後の職制上の段階は、当該職員の降任希望申出日における別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる職制上の段階のうち、原則として、当該職員が希望する職制上の段階とする。

(降任の申出)

第 4 条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合、その旨を申し出ることができる。

- 2 降任を希望する職員は、降任申出書（別記様式）により、所属長を通じて任命権者へ申し出るものとする。

3 任命権者は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(降任の決定)

第5条 降任及び降任する職制上の段階は、原則として本人の希望を尊重し、任命権者が決定する。

(降任の時期)

第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、任命権者が認める場合はこの限りでない。

(給料の取扱い)

第7条 第5条の規定により降任の決定がなされた職員（以下「降任職員」という。）の給料は、給与条例及び川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の定めるところによる。

(再度の昇任)

第8条 降任職員の再度の昇任については、川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）に定める昇任選考の結果によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階
局長級	部長級 課長級 係長級 主職
部長級	課長級 係長級 主職
課長級	係長級 主職
課長補佐	係長級 主職
係長級	主職
職長	職員